

第 6 7 号 議 案

亀岡市総合福祉センターに係る 指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日 提 出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 亀岡市総合福祉センター

- 2 指定管理者となる団体の名称
 公益財団法人 亀岡市福祉事業団

- 3 指定の期間
 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

亀岡市総合福祉センターに係る
指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定すること。

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
亀岡市総合福祉センター	公益財団法人 亀岡市福祉事業団	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日